

社会保険等に参加または脱退された方の国民健康保険の手続き

社会保険等に参加または脱退された本人及び被扶養者については、国民健康保険（国保）の手続きが必要です。手続きをしないと、医療給付を受けられなくなることもありますので、14日以内に届け出するようお願いします。

◎ 届け出先…白石市健康推進課（健康センター1階）

◎ 必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ・社会保険等の取得・喪失を証明できるもの

国保脱退の場合…新しい社会保険等の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」
国保加入の場合…「社会保険等資格喪失証明書」など

就職された方へ

社会保険等に参加した場合には
国保の脱退（資格喪失）の届け出が必要です。

1. 社会保険に参加しているにもかかわらず、国保資格で病院にかかった場合、後日国保から医療費の返還を求められることがあります。
2. すでに社会保険に参加していても、国保脱退の届け出をしないと、国民健康保険税がかかることとなります。（手続き後に精算されます。）

退職された方へ

社会保険等を脱退した場合には
国保の加入（資格取得）の届け出が必要です。

1. 国保税は、届け出をした日でなく資格取得日（健康保険等の資格喪失日）の属する月からの算定になり、加入の届け出が遅れた場合はさかのぼって課税されます。
2. 退職後、切れ目なく他の社会保険に参加した場合は、届け出は不要です。
3. 退職後の社会保険の任意継続を選択した場合は、届け出は不要です。
（ただし、国民年金への切り替えが必要です。）

※ 社会保険等の事務手続きをされても、国民健康保険の脱退や加入は自動では行われません。必ずご自身で手続きが必要となりますのでご注意ください。

※ 手続きに必要なものがない場合や、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

白石市保健福祉部健康推進課 国民健康保険係

TEL：0224-22-1362